

日本学生支援機構の第一種奨学金を受けて

教職を目指している人に朗報です！

★★★ 以下の要件を満たせば、貸与されていた奨学金が全員全額免除となります。

(1) 返還免除の対象者

- ① 教職大学院に在籍し、教員採用選考等（※1）に合格し、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者
- ② 教職大学院以外の大学院（※3）に在籍し、以下の要件（※4）に該当した上で、教員採用選考等（※1）に合格し、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者

- ※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用も含む
対象となる学校種 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園
- ※2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含む。ただし、大学院修了後に採用内定を受けた場合は対象外。また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象外
- ※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象
- ※4 教職大学院以外の大学院の修了者要件については、次の(ア)(イ)の双方を満たす者
(ア) 大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること(採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む)
(イ) 大学院において、学校等での実習を必須とする科目(教職課程認定を受けているものに限る)を少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保していること。

(2) 返還免除の対象となる奨学金

大学院在籍時に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金（授業料後払い制度の奨学金も含む）。ただし、(1) ①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は対象外。学部在籍時に貸与を受けた奨学金も対象外。

(3) 返還免除の申請手続き（大学が行うこと）

2～3月頃：返還免除対象者（学内推薦者）であることの確認（合格通知書等）
4月頃：在職していることを示す書類等の提出（4月1日付けの在職証明、辞令等）＋返還免除の推薦の関係書類をあわせて日本学生支援機構に提出

(4) 申請者の手続きの流れ

＜申請者の大学院修了予定年度＞
12月頃 日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼 通知発出
各大学において返還免除候補者の申請を受付（申請に当たっては教員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。）
3月頃 学内選考委員会（推薦者の決定）
＜教師としての入職予定年度＞
4月頃 各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦
（教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要）
7月頃 日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知